

国民年金のおはなし

学生と国民年金

20歳から60歳未満で厚生年金などに加入していない人は、国民年金へ加入が義務づけられています。このことは、大学や短大や専門学校に通う学生さんと同じです。

しかし、学生で国民年金保険料の納付が難しいときは「学生納付特例」の制度が利用できます。社会保険事務所での審査の後、承認となれば10年以内まで納付が猶予されます。なお、10年以内に納付しなかった場合、「学生納付特例」を受けた期間分は、年金の資格期間にはなりますが、将来受け取る基礎年金の金額は減額になります。

「学生納付特例」の申請は毎年必要です。ご注意ください！

※一部対象にならない学校もあります。手続き…市役所市民課国民年金担当窓口で受け付けます。学生証（コピー可）または在学証明書をご持参ください。

※家族の人が来られるときは、認め印も必要です。

問合せ

倉敷西社会保険事務所
（国民年金業務課）
☎086-523-6393
市役所市民課 ☎69-2129

笠岡市福祉基金助成事業の利用券交付

平成18年度分の利用券を4月1日から交付しています。該当の人は印かん持参のうえ、手続きをしてください。

心身障害者（児）無料乗船券

島地部に在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の保持者。

平成18年度から制度を拡充します。医師の診断書により、月に3回以上の通院が必要と確認された人に限り、交付枚数が96枚になります。診断書には、必ず必要な通院回数を記入してもらうてください。

ただし、透析患者の人は医師の診断書を省略し、医療費

の領収書（一カ月分）などでの確認とします。

はり・きゅう・マッサージ 施術利用券

所得税非課税世帯で65歳以上の。身体障害者手帳（一〜三級）または療育手帳保持者で所得税非課税の人。

福祉タクシー利用券

所得税非課税世帯で、身体障害者手帳（一〜二級）及び療育手帳保持者。

島地部高齢者通院無料乗船券

島地部に在住の所得税非課税世帯で、一カ月以上継続して通院のため定期旅客船を利用する70歳以上の人。

透析患者交通費助成

透析患者で身体障害者手帳

を所持し、透析のため通院している所得税非課税の人。

（月2500円）
申請・問合せ
健康福祉課 ☎2133
市役所各出張所

緑の募金にご協力ください

募金は、公共施設の緑化や普及啓発事業に使用され、緑豊かな環境づくりに活かされています。

期間

4月1日（土）〜5月31日（水）
募金場所：市民課、産業振興課、市民プラザ、各地区公民館

※地区で公共用地の緑化や銘木の保存などの計画があれば

ばお知らせください。

産業振興課 ☎2145

スポーツ安全保険

対象：アマチュアスポーツ活動・文化活動・ボランティア活動・地域活動・指導活動などを行う5人以上の社会教育関係団体・グループ
申込方法：生涯学習課・笠岡総合体育館にある申込書に記入して提出

問合せ

（財）スポーツ安全協会
岡山県支部
☎086-224-2111

※電話受付は土・日・祝日を除く9時〜17時

大人の団体

加入区分	掛け金
A 高校生以上の文化活動団体	500円
B 老人クラブなどの団体	800円
C 高校生以上のスポーツ活動団体	1500円
D 危険度の高いスポーツ活動団体	9000円

子どもの団体

加入区分	掛け金
A 中学生以下スポーツ活動を行わない高校生以上	500円
AW 中学生以下（個人活動の事故も対象）	1050円
AC A、AWの人と一緒に活動を行う高校生以上	1000円
C ACの高額補償	1500円

※掛け金は1人あたりの金額です